

令和2年6月30日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会資料

# 目次

ページ

## 1 新型コロナウイルス感染症について

(1) 県内外の発生状況	1
(2) 県の対応	1
(3) 医療提供体制の整備等	4
(4) 産業における対応	10
(5) 雇用、労働関係の支援の実施	14
(6) 観光における対応	15
(7) 県立学校及び市町村立学校の対応	16

# 1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、これまでの対応状況等を報告する。

## (1) 県内外の発生状況

### ア 国内の発生状況

6月22日時点で、国内における感染者は、クルーズ船における感染者等を除き、17,671名となっている。

### イ 県内の発生状況

6月22日時点で、県内における感染者は、クルーズ船における感染者等を除き、1,433名となっている。

### 県内の症状別の発生状況（6月22日現在）

陽性者数 （*）	退院等	入院	重症			宿泊施設療養 4名	自宅療養 8名	死亡 94名
			重症	中等症	軽症・無症状			
1433名	1278名	49名	13名	20名	16名			

※「軽症・無症状の入院」は高齢者・基礎疾患のある人・妊婦などを含み、「退院」は療養期間終了を含む。（検査状況など詳細については別紙1を参照）

## (2) 県の対応

### ア 全庁的な対応体制

危機管理対策会議 （1月16日～）	県内で、国内初の感染者を確認後、庁内で情報共有を行った。 （対策会議3回、幹事会5回開催）
危機管理対策本部 （2月26日～）	医療従事者の感染や、感染経路不明の感染者の発生など、県内での感染拡大の傾向を踏まえ、危機管理対策本部を設置し、全庁を挙げての体制を強化した。 （2回開催）
新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 （3月16日～）	新型コロナウイルス感染症が、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象となったことを受け、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部を設置し、神奈川県対処方針を定め、特措法に基づく対策を推進する体制を整えた。なお、3月26日に政府が対策本部を設置したことを受け、県対策本部は法定の本部に移行した。 （対策本部会議12回、幹事会3回開催）

## イ 緊急事態宣言に伴う緊急事態措置等

### (7) 緊急事態措置の実施に係る実施方針

- ・ 4月 7日 緊急事態宣言の発出を受け、県民への外出自粛要請の方針を決定
- ・ 4月 10日 県民への外出自粛要請に加え、施設の使用制限及び催物の開催の停止等の方針を決定
- ・ 5月 5日 県民への外出自粛要請、施設の使用制限及び催物の開催の停止の延長等を決定
- ・ 5月 25日 緊急事態宣言の解除を受け、外出自粛要請や施設の使用制限等の解除の方針を決定

### (イ) 外出自粛の要請

#### a 特措法第 45 条第 1 項による外出自粛要請

- ・ 目標 最低 7 割、極力 8 割の接触機会の低減
- ・ 期間 4月 7日～5月 25日

#### b ゴールデンウィーク中の外出自粛要請

- ・ 5月 1日 外出自粛に関する緊急知事メッセージの発出

### (ウ) 休業要請（施設の使用制限、催物の開催の停止）

#### a 特措法第 24 条第 9 項による要請

- ・ 期間 4月 11日～5月 26日

#### (a) 施設の使用停止及び催物の開催の停止要請

遊興施設等、大学・学習塾等、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設、商業施設  
文教施設（施設の種別によって休業を要請する施設）

#### (b) 適切な感染防止対策の協力要請、営業時間短縮の協力要請

食事提供施設

#### (c) イベント主催者に対し、催物の開催の停止を要請

#### b 特措法第 45 条による要請・指示等

休業要請に応じないパチンコ店に対して、特措法 45 条第 2 項、第 3 項による要請・指示、及び第 4 項による公表を実施

#### (a) 休業要請・公表 42 店舗

#### (b) 休業指示・公表 1 店舗

### (イ) 緊急受入所の設置

4月 11日午前 0 時からの遊興施設等に対する施設の使用制限要請に伴い、一時的な居所を失った方に対する緊急受入所を設置

#### a 設置場所

シンコースポーツ神奈川県立武道館（横浜市港北区）

#### b 設置期間

4月 11日～5月 6日

#### c 利用実績

125 名

#### d 生活支援相談ブース等の設置

**(オ) 緊急事態宣言解除後の対応**

**a 外出自粛要請の解除**

県民への外出自粛要請は解除し、新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。

**b 段階的な休業要請の解除**

**(a) ステップ1 (5月27日～6月18日)**

**a' 営業時間の短縮要請**

事業者が感染防止対策を講じることを前提に、業種を問わず休業要請を解除し、午後10時までの営業時間の短縮を要請

**b' 催物の開催自粛**

催物の開催の停止要請は、小規模イベント(屋内100人以下かつ収容定員に対する参加人数の割合が半分程度以内、屋外200人以下)は解除。ただし、開催にあたって、感染リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期など慎重に対応

**c' 事業者における感染防止対策の促進**

**(b) ステップ2 (6月19日～)**

感染状況のモニタリングや専門家の意見などを踏まえ、時短営業及び屋内・屋外ともに1,000人以下のイベントの自粛要請を解除

**ウ 国への要望**

全国知事会を通じて、国への緊急提言等を複数回行うとともに、県単独でも、県内医療機関における医療用マスク等の安定供給や流通体制の確保、抗インフルエンザウイルス薬(アビガン)の投与及び治験・臨床研究の早期開始等について、国へ要望を行った。

**エ 新型コロナウイルス感染症に係る経済・社会対策**

**(ア) 「緊急経済・社会対策部」の設置**

4月6日に、経済・社会における緊急性の高い施策をはじめ、収束後も見据えた県内経済や県民生活の早期回復を図るため、県対策本部のもとに、これまでの「統制部」に加え、新たに「緊急経済・社会対策部」を設置し、総合的に施策を推進することとした。

**(イ) 令和2年4月**

国の緊急経済対策も踏まえ、医療崩壊を防ぎ、適切な医療を提供できる体制を整え、事態の早期収束に強力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くための経済・社会対策を取りまとめた。

**(ウ) 令和2年5月**

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長されたことを踏まえ、事業活動に影響を受けている事業者への更なる支援を行うための経済対策を取りまとめた。

## (I) 令和2年6月

新型コロナウイルス感染症対策に係る国の第2次補正予算を踏まえ、医療提供体制の維持や経済の回復に向けた支援や、新たに設置する「かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金」を活用した事業など、早急に対応する必要がある経済・社会対策を取りまとめた。

### (オ) 経済対策に合わせた各種支援策の普及啓発

県民や事業者に向けて各種支援メニューを掲載したチラシを作成し、県ホームページやLINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート（行政）」に掲載したほか、スーパー、コンビニエンスストア等での配架、商工会及び商工会議所等への配付を行った。

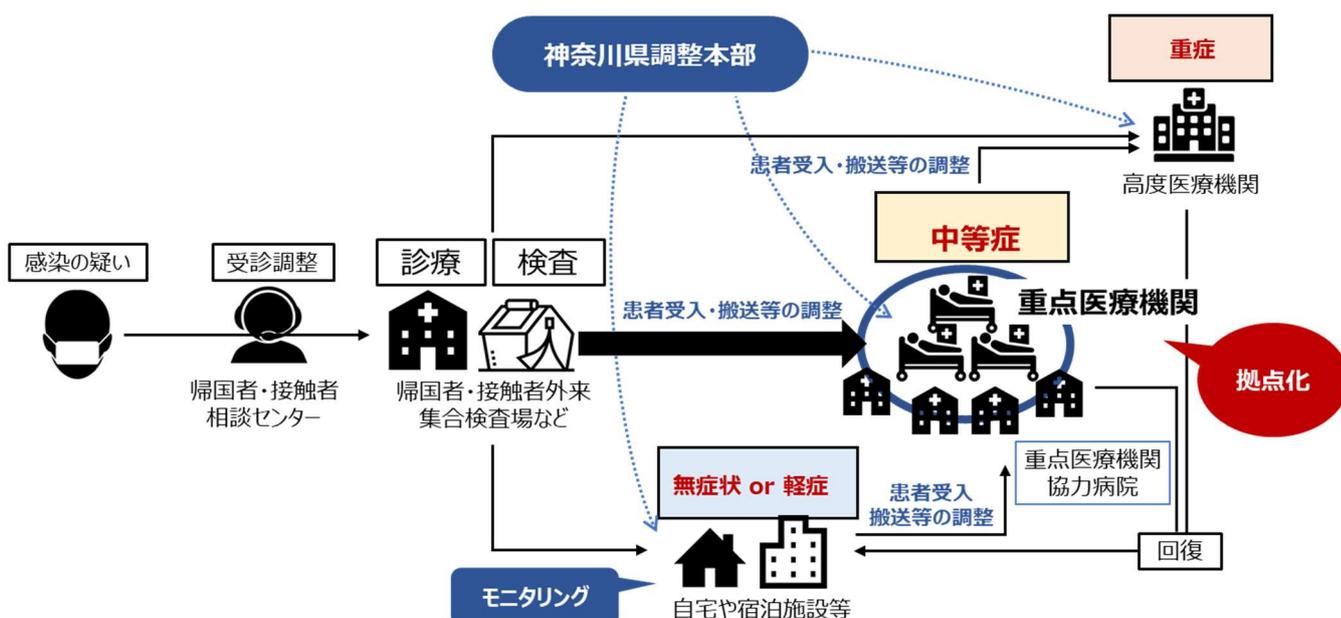
### オ 事業活動再開に伴う感染拡大防止対策

感染拡大防止と県内経済の回復の両立を図っていくため、事業者の取組を応援するツールとして、「業種別チェックリスト」を作成するとともに、「感染防止対策取組書」の発行を開始した。また、取組書に印刷された二次元バーコードを来店・来所した利用者がスマートフォンで読み取ることで、万一その店舗等で感染者が発生した場合に、利用者に注意喚起できる「LINE コロナお知らせシステム」を構築した。

## (3) 医療提供体制の整備等

地域との連携・協力のもと、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療体制「神奈川モデル・ハイブリッド版」の整備を進めている。

### ア 「神奈川モデル・ハイブリッド版」の概要



## イ 神奈川モデル・ハイブリッド版の仕組み

### (ア) 受診調整（帰国者接触者相談センター）

感染の疑いのある方を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐために、県内8か所の県保健福祉事務所・センター及び県庁内帰国者接触者相談センターを設置し、24時間電話対応を行っている。

【6月22日までの相談件数】延べ124,914件(保健所設置市含む)

### (イ) 診療・検査

#### a 帰国者接触者外来

帰国者接触者相談センターの聴き取りの結果、感染の疑いが否定できない方は、帰国者接触者外来を紹介されて、外来で医師の診察を受ける。

#### b 地域外来・検査センター

外来診療や検査のキャパシティを拡大するため、かかりつけ医から直接検査を受けることのできる施設に案内するなど、地域の実情に応じて医師会等の関係団体と連携し、地域外来・検査センターの設置を進めている。

(6月18日現在：県内24箇所地域外来・検査センター等を設置)

参考：検査等の実施状況(6月22日まで)

	件数	人数
総数	17,187件	12,108人
陽性	1,834件	966人
陰性	15,353件	11,142人

※医療機関が保険適用で行った検査は含まれない。

※検査センターから民間に委託された検査は含まれない。

※ダイヤモンドプリンセス号の乗客等が含まれる。

※入院中患者が退院のための陰性確認を行った検査が含まれる。

### (ウ) 入院・療養

#### a 高度医療機関

人工呼吸器等が必要な重症者に対しては、救命救急センター等の高度医療を提供できる医療機関で治療体制を確保した。

#### b 重点医療機関

入院が必要となる患者の多くを占める酸素投与等が必要な中等症の患者を集中的に受け入れる「重点医療機関」を設定し、病床を確実に確保した。

#### c 重点医療機関協力病院

検査の結果が出るまでの中等症の疑い患者の受け入れ、陽性確定後も合併症などにより継続治療が必要な患者の受け入れなどの役割を担う重点医療機関協力病院を整備した。

#### d 宿泊療養・自宅療養

無症状・軽症者を受け入れる宿泊療養施設を確保するとともに

に、自宅療養者も含め、健康状態をモニタリングする体制を確保した。

参考：医療機関・宿泊療養施設の位置づけ及び利用率（6月24日現在）

	医療機関の位置付け	稼働数	使用数	利用率
高度医療機関	人工呼吸器等が必要な重症患者に対応	69床	11床	16%
重点医療機関	酸素投与が必要な中等症患者に対応	377床	20床	5%
重点医療機関 協力病院	検査結果が出るまでの中等症の疑い患者等に対応	362床	171床	47%
宿泊療養施設	酸素投与不要な無症状・軽症患者に対応	2459室	4室	0%

参考：人工呼吸器・ECMOの台数（6月22日現在）

	全機器数	稼働数	利用率
人工呼吸器	1,433台	585台	40.5%
ECMO(体外式膜型人工肺)	100台	14台	14.0%

## (I) 更なる配慮が必要な方への医療提供

### a 精神科コロナ重点医療機関

一般の医療機関では対応が難しい、精神疾患の症状が重く、かつ新型コロナウイルス感染症に感染した方に適切な医療を提供するため、精神科コロナ重点医療機関を整備した。

### b 小児コロナ受入医療機関

乳幼児を含む子どものコロナ患者にも適切に対応するため、県内7ブロックごとに、それぞれ拠点医療機関が中心となって小児医療機関が連携して対応する「小児コロナ受入医療機関」の体制を整備した。

保護者が陽性の場合、一時的に陰性の子どもを預かる専用の児童福祉施設を県内3カ所に設置した。

### c 周産期コロナ受入医療機関

妊婦、新生児の患者にも適切に対応するため、神奈川県周産期救急医療システムを活用し、県内6ブロックごとに周産期医療機関が連携して対応する周産期コロナ受入医療機関を整備した。

### d 透析コロナ患者受入医療機関

透析患者かつ新型コロナウイルス感染症に感染した方にも適切に対応するため、透析医療機関間で入院調整を行い、調整が困難な場合は、県内4ブロックごとの調整機関のコーディネーターが入院調整を行う「透析コロナ患者受入医療機関」の体制を整備した。

### e 在宅難病患者受入協力病院

家族が新型コロナウイルス感染症で入院し、介護者が不在となり、在宅で常時医学的管理が必要な難病患者が取り残された場合に適切に対応するため、本人が陰性の場合に受け入れる「在宅難病患者受入協力病院」を整備した。

### f ケア付き宿泊療養施設

軽症または無症状で、かつ認知症や重度の知的障害等により福祉的ケアの比重が高く、医療機関への入院が難しい場合は、専用のケア付き宿泊療養施設に入所いただき、施設において感染症対策に配慮した上で、福祉的ケアやサービスを提供する。

### (オ) 医療物資等の提供

マスクや消毒薬等について、国の調達スキーム等を活用し、県内 338 医療機関及び医療関係団体等へ配布した。配布に当たっては、県内医療機関（338 病院）から週次で報告される 1 週間当たりの物資の消費量及び在庫状況を基に、県は枯渇しそうな物資を医療機関に随時供給している。（別紙 4 参照）

不良品が混在していた医療用防護マスクの買入れについては、相手方から、指定期日までに指定物品が納入されたため、現在、検品作業を実施している。（別紙 5 参照）

参考：医療物資の配布数（6 月 22 日現在）

	配布数	病院等	団体・宿泊療養施設等
サージカルマスク	11,290 千枚	9,761 千枚	1,529 千枚
N95 マスク	234 千枚	214 千枚	20 千枚
ガウン	2,108 千着	1,207 千着	901 千着
フェイスシールド	772 千枚	531 千枚	241 千枚
消毒薬	70 千リットル	47 千リットル	23 千リットル

### (カ) クラスター対策

県内で、同一の医療・保健福祉施設等から、感染者（感染が疑われる人を含む）が 5 人以上発生した場合に、必要に応じて、実状調査等を行い、感染拡大防止指導や必要な資機材の手配などの支援を行う神奈川コロナクラスター対策チーム C-CAT（Corona Cluster Attack Team）を創設した。

#### a 構成メンバー

県対策本部の感染症対策指導班、保健師が中心となり、必要に応じて、DMAT、物資調達班、搬送調整班などが加わる。

#### b 活動内容

発生後、所管保健所からの派遣依頼を受け、実状調査、感染拡大防止対策指導、必要な資機材の手配支援、転院等の搬送支援等

を行う。また一定期間後も再訪問し、指導内容の実践状況などを確認することにより、継続的な支援を行う。

## ウ 今後の医療提供体制

国の緊急事態宣言が解除されたことを受け、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応しつつ、通常医療を再開していく。

### (ア) 緊急事態宣言解除直後（5月29日）

「感染の拡大傾向」「医療体制のひっ迫度」などを対象にモニタリングを行いつつ、新型コロナウイルス感染症用の稼働病床等を1カ月程度かけて縮小していく。

### (イ) アラートなしで1カ月経過した場合

一定程度の病床を新型コロナウイルス感染症に即応する病床として維持しつつ、これまでコロナのために抑えていた日常の地域医療に必要な病床を元に戻す。

### (ロ) 感染が拡大し警戒アラートを出す状況になった場合

公益社団法人神奈川県医師会及び公益社団法人神奈川県病院協会と連携し、アラート発動後、14日以内に必要な病床数を確保する。

### (ハ) 警戒アラートの発動

モニタリング指標の「①感染の状況」の3つの指標がすべて発動基準に達している場合に、「②医療の状況」、「③監視体制」を参考に、専門家の意見を聞き、知事が総合的に警戒アラートの発動を判断する。発動した場合には、感染症対策協議会の委員に報告する。

	モニタリング指標	発動基準
①感染の状況	県の週当たりの感染者数(医療・福祉施設クラスターを除く)増加率	4日連続で予想曲線から外れ、上向きの角度で上昇を続けた場合
	新規陽性患者数(医療・福祉施設クラスターを除く1週平均)	10人
	感染経路不明(医療・福祉施設クラスターを除く1週平均)	新規陽性患者数が10人以上の時、50%以上
②医療の状況	重症患者数	
	中等症患者数	
	医療者に感染が発生している病院数、施設でのクラスター発生数	
③監視体制	神奈川県と東京都の週当たりの感染者数増加率、検査の陽性率、LINE発熱傾向、実効再生産数	

## エ 県民への広報・相談対応等

### (ア) 県民への呼びかけ

感染拡大の防止を図るため、「密閉」「密集」「密接」を避けて行動することや、不要不急の外出を控えることなどを県民に要請するとともに、また、1都4県の知事や県内の主要な首長との連名で、感染拡大防止に向けたメッセージの発出等を行った。

#### (イ) 県民への広報

ホームページの特設サイト「新型コロナウイルス感染症対策サイト」などを通じて、予防法、患者の発生状況、感染を疑う場合の対応、専門ダイヤルや帰国者・接触者相談センター等の各種窓口、医療機関の状況など、総合的な情報発信に努めている。

#### (ウ) 相談対応等

##### a 神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

県民からの相談や問い合わせ等に対応するため、1月25日から専用ダイヤルを設置した。【6月22日までの相談件数】延べ41,536件

##### b 個別相談「新型コロナ対策パーソナルサポート」

LINEを活用して、個人の状態（体調や年齢、持病の有無等）に合わせた情報提供や、適切な相談先などを案内するサービスを、3月5日から開始した。

【6月24日までの登録者数】約74万8千人

##### c こころの悩みに関する相談

これまでに実施してきた「こころの電話相談」に加え、LINEを活用した「いのちのほっとライン@かながわ」を4月24日から開始した。また、自宅や宿泊施設に療養されている方や、医療機関や社会福祉施設等で従事されている方向けに専用相談を5月下旬から開始した。

参考：新型コロナウイルスに関するこころの悩みの相談窓口

(令和2年6月21日現在)

事業名	こころの電話相談	いのちのほっとライン@かながわ	自宅・宿泊施設療養者	医療関係機関・社会福祉施設従事者
内容	電話相談	「LINE」相談	電話相談	電話相談後、必要に応じ、オンライン面接で医療的な相談対応
相談日時間※	平日 9:00～17:00	平日・日曜日 17:00～22:00	平日 9:00～17:00	平日 13:00～21:00
開始時期	昭和52年	令和2年4月24日	令和2年5月20日	令和2年5月28日
件数	508件	130件(速報) (登録者数:1,100)	12件	4件

※祝日、休日、12月29日～1月3日を除く

##### d 妊婦向けの電話相談

神奈川県助産師会の当番助産師が、妊娠や出産の疑問や心配事について、電話相談を受けている。

#### (イ) イベント・講座等への対応

県民が参加するイベント等については、8月31日まで原則、中止又は延期

#### (4) 産業における対応

##### ア 「経営相談窓口」の設置

1月30日より、金融課、(公財)神奈川産業振興センター、神奈川県信用保証協会、商工会・商工会議所、神奈川県中小企業団体中央会、(公社)商連かながわ及び神奈川県商店街振興組合連合会に「経営相談窓口」を設置し、経営や金融に関する相談対応を開始した。

##### イ 中小企業制度融資による資金繰り支援等

- ・ 2月7日より、新型コロナウイルスの流行により事業活動に影響を受ける県内中小企業を「売上・利益減少対策融資」の融資対象に追加し、金利と信用保証料負担を軽減して支援することとし、制度取扱金融機関等で融資相談の受付を開始した。
- ・ 3月2日より、県全域が「セーフティネット保証4号」の指定地域となり、速やかに「新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)」を創設した。
- ・ 3月6日、国が、特に重大な影響が生じている「宿泊」「飲食業」など40業種をセーフティネット保証5号の対象業種として追加指定したことにより、これらの業種についても県の「セーフティネット保証5号融資」が利用できるようになった。また、5月1日に、全業種が指定された。
- ・ 3月26日より、国が「危機関連保証」を発動したことを受け、セーフティネット保証とは更に別枠で利用可能な「新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)」を新設し、相談受付を開始した。
- ・ 4月1日より、新型コロナウイルス関連融資について、信用保証料への補助を拡充し、「新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)」及び「新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)」について、中小企業が負担する信用保証料を不要(ゼロ)とするとともに、その他の新型コロナウイルス関連融資についても、信用保証料補助率を2倍に拡充して、資金繰り支援を強化した。
- ・ 5月1日より、融資当初3年間の実質無利子と保証料負担最大ゼロの「新型コロナウイルス感染症対応資金」を、民間金融機関等(銀行、信金等)を通じて融資を行う「神奈川県中小企業制度融資」に創設し、過去最大規模(7,300億円)の融資を開始した。また、(公財)神奈川産業振興センターが行う「設備貸与制度」に、県が当初3年間の利子補給を行うことで、実質無利子となる支援を開始した。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額を3,000万円から4,000万円に、6月15日から引き上げを行い、これに伴う利子補給について、6月補正予算案において、予算の増額を計上している。

【新型コロナウイルス関連融資実績（令和2年5月末現在）】

融資メニュー	合計	
	件数	金額
売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】	361	8,184 百万円
セーフティネット保証5号	212	8,139 百万円
新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）	1,449	43,026 百万円
新型コロナウイルス対策特別融資（危機関連保証別枠）	1,395	58,280 百万円
新型コロナウイルス感染症対応資金	3,906	72,847 百万円
計	7,323	190,476 百万円

ウ 再起促進支援等

(7) 中小企業・小規模企業の再起促進に係る支援

新型コロナウイルス感染症の拡大により事業に影響を受けている中小企業者に対して、非対面型ビジネスモデル構築、感染症拡大防止、ITサービス導入、生産設備等導入又はビジネスモデル転換等に取り組む経費の一部を補助する。

なお、県が普及している「感染防止対策取組書」に協力する中小企業者等が行う下記の取組について、6月補正予算案において、予算の増額を計上している。

＜実施状況＞

5月22日から公募を実施し、6月24日時点で、8,000件を超える相談あり。

a 非対面型ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業

デリバリー業者やネット通販を利用するための初回登録料や月会費、デリバリーサービスのためのキッチンカーの改修経費、テイクアウト用の容器等の購入経費など、非対面ビジネスモデル構築に係る経費を補助する。

また、感染防止対策のためのつい立、マスク、消毒液、ビニール手袋等の購入や、レジやカウンターに設置するビニールカーテンの購入経費など、感染防止対策に係る経費を補助する。

（上限100万円 補助率：補助対象経費の3/4以内）

b ITサービス導入事業

Web会議システムの導入、財務会計や勤怠管理、顧客管理等ソフトの導入経費など、業務を効率化するために係る経費を補助する。

（上限100万円 補助率：補助対象経費の3/4以内）

c 生産設備等導入事業

個包装のラッピングシステム等生産ラインの改造経費、自動搬送ロボット設備の導入経費など、生産性改善のための設備投資に係る経費を補助する。

（上限200万円 補助率：補助対象経費の3/4以内）

**d ビジネスモデル転換事業**

自動車部品製造業を行っていたが、医療関連製品の製造へ転換するための設備導入経費など、ビジネスモデルの転換に係る経費を補助する。(上限 5,000 万円 補助率：補助対象経費の 3/4 以内)

**(イ) 商店街等の再起促進に係る支援**

**a 感染防止対策・販売促進事業**

商店街内に設置するための噴霧装置の購入経費や、商店街のデリバリーやテイクアウト事業を周知する Web サイトやチラシの作成経費など、商店街団体等が行う感染防止対策や販売促進経費を補助する。

なお、県が普及している「感染防止対策取組書」に協力する商店街団体等が行うこれらの取組について、6月補正予算案において、予算の増額を計上している。

(上限 300 万円 補助率：補助対象経費の 1/2 以内)

<実施状況>

6月24日時点で16団体から交付申請が来ており、予算額の約3分の2を執行見込み。その他、交付申請に係る問合せが数多く来ている。

**b プレミアム商品券支援事業**

県が普及している「感染防止対策取組書」に協力する商店街団体等が実施するプレミアム商品券事業において、プレミアム(割増)分やプレミアム商品券の印刷に要する経費の補助を、6月補正予算案に計上している。

(上限 100 万円 補助率：補助対象経費の 3/4 以内)

**(ウ) スマート工場化に係る支援**

県内に工場をもつ中小企業に対して、ローカル無線通信ネットワークの整備構築によるスマート工場化に係る経費を補助する。

(上限 200 万円 補助率：補助対象経費の 3/4 以内)

また、スマート工場化に係る専門家による助言を行う。

<実施状況>

6月29日から公募を開始。

**(イ) 新型コロナウイルス感染症拡大の収束後に向けた商品・技術開発の支援**

県内に事業所をもち、「令和2年新型コロナウイルス感染症」を事由として、セーフティネット保証4号の認定を受けている中小企業に対して、神奈川県立産業技術総合研究所の依頼試験、機器使用の料金を50%減額する。

<実施状況>

神奈川県立産業技術総合研究所において、6月8日の受付から、要件に該当する企業に対して減額措置を開始。

**(オ) 新型コロナウイルス感染症拡大の収束後に向けた商品・技術開発のための、ローカル5G実証環境の整備**

県内企業における、IoT等の先端技術の導入、新たな商品やサービス等の開発を促進するため、神奈川県立産業技術総合研究所に、ローカル5Gの実証環境を整備する。

＜実施状況＞

現在、神奈川県立産業技術総合研究所において、実証環境を整備する事業者の選定に向けて準備中。

**(カ) 感染症対策型ビジネスモデル創出の支援**

県内に本社機能を有する施設又は工場を有する企業が、県民等への優先的な供給を目的にマスクやアルコール消毒液等の生産設備を導入する際に係る経費を補助する。

(上限2億円(生産規模の要件を満たす場合) 補助率：補助対象経費の10/10)

＜実施状況＞

5月11日から5月22日まで公募を実施し、6月17日に交付決定を通知。

**(キ) 経営資源引継・事業再編の支援**

新型コロナウイルスの影響で売上が減少してしまったため、第三者への事業承継を行った際に、第三者が元々働いていた従業員を継続して雇用する場合の人件費相当分を補助する。

(上限100万円 補助率：3/4以内)

＜実施状況＞

現在、公募に向けて補助金交付要綱等を準備中。

**エ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を交付**

**(7) 第1弾**

4月11日から5月6日の間(少なくとも4月24日から5月6日の間)、県の要請に応じて、休業や夜間営業時間の短縮に協力いただいた中小企業または個人事業主等に対し、最大30万円の協力金を交付する。

＜実施状況＞(6月24日現在)

申請件数 40,069件(郵送21,251件、電子18,818件)

処理済件数 27,345件

交付処理累計額 2,952,500千円

**(イ) 第2弾**

5月7日から5月26日までの間で15日間以上、県の要請に応じて、休業や夜間営業時間の短縮に協力し、また、自主的に休業等に協力いただいた中小企業または個人事業主等に対し、10万円の協力金を交付する。

＜実施状況＞(6月24日現在)

申請受付期間	令和2年6月8日から7月14日まで
申請件数	24,441件(郵送10,085件、電子14,356件)
処理済件数	11,072件
交付処理累計額	1,107,200千円

## (5) 雇用、労働関係の支援の実施

### ア 雇用調整助成金等の周知

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者を一時的に休業させて雇用維持を図った場合に、国が休業手当や賃金等の一部を助成する雇用調整助成金等について、対象者の拡大や支給要件の緩和等の特例措置の内容を、県のホームページで周知している。

### イ 経済団体への配慮要請

県内の経済団体5団体に対し、3月18日、知事と神奈川労働局長の連名により、雇用の維持、解雇の回避、採用内定者や就職・採用活動等について特段の配慮を依頼するとともに、会員企業への周知徹底を要請した。

### ウ 労働相談の実施

新型コロナウイルスに関連する雇用問題の解決に向けた支援、助言等を行うため、かながわ労働センター本所及び川崎、県央、湘南の各支所において、電話や面談による労働相談を実施している。

さらに、今後、かながわ労働センターに新型コロナウイルスに関する労働相談専用ダイヤルを設置する。

また、新型コロナウイルス関係の実際の相談事例を類型化して分かりやすくまとめ、ホームページに掲載して、問題の解決に必要な知識や情報の周知を図っている。

### エ 雇用調整助成金の活用に係る支援

県内企業に雇用を維持していただくため、申請手続きがわかりにくいと言われていた雇用調整助成金に関する予約制の個別相談会（4・5月は電話、6月は対面）を実施し、これまでに108社を支援した。

7月以降もこの個別相談会を実施し、雇用の維持を図る企業を支援するため、6月補正予算案において、必要な予算を計上している。

なお、対面で行っている6月からは、神奈川労働局と連携し、相談会の場で、直接、申請書を受理できる方式とし、企業の利便性の向上を図っている。

### オ テレワーク導入に向けた支援

テレワーク導入を図る中小企業を支援するため、4月から、予約制のウェブによる個別相談会を実施し、これまでに27社を支援した。

さらに、中小企業へのテレワーク導入を促進し、「新しい生活様式」に沿った働き方の定着を図るため、6月補正予算案において、モバイルパソコン等の購入費用も補助対象とした、中小企業が活用しやすい補助制度の新設に必要な予算を計上している。

## (6) 観光における対応

### ア 観光客等への情報発信

#### (ア) 国内観光客向け

国内観光客向けウェブサイト「観光かながわNOW」において、新型コロナウイルスの感染症関連情報をまとめた特設サイトを作成し、情報を発信している。

また、新しい生活様式を実践して旅行を楽しむポイントをまとめた「旅行者のための感染防止サポートブック」を作成し、県ホームページ等に掲載した。

さらに、「観光かながわNOW」において、「モバイル空間統計人口マップ」等、4つの混雑状況の確認方法を紹介している。

#### (イ) 外国人観光客向け

外国語観光情報ウェブサイト「Tokyo Day Trip」（9言語）において、県の特設サイトへのリンクのほか、新型コロナウイルスへの問合せにも多言語（4言語）対応している日本政府観光局の24時間コールセンター等の情報を発信している。

#### (ウ) 市町村・観光事業者向け

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、咳エチケット等、インフルエンザと同様の感染症対策の推奨について、市町村観光所管課、県観光協会及び同協会の会員である観光事業者等へ周知した。

### イ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光面の影響

宿泊関係団体、横浜市や箱根町の主な旅館ホテル等に県内における宿泊キャンセル等の観光への影響について、個別にヒアリング等を実施するとともに、国とも情報共有等を行っている。

### ウ 観光客の安全・安心の確保に向けた観光事業者の取組への支援

感染症を含めた災害等の発生時における外国人観光客等への適切な対応に向けた事業者向けの災害対応マニュアルを作成し、観光事業者向け説明会を実施してマニュアルの周知を行うとともに、県ホームページへマニュアルを掲載し、観光事業者の取組を支援している。

### エ 観光需要の回復策

新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、県民の皆様が地元・神奈川県魅力を再発見する契機とするため、県民限定で県内旅行を対象として、宿泊・日帰り旅行商品の割引等を行う観光需要回復策を6月補正予算案に計上している。

## (7) 県立学校及び市町村立学校の対応

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会への周知、徹底を図ってきた。

- ア 2月28日の文部事務次官通知を受け、感染防止を図り、子どもたちの安全、安心を確保するために、県立学校については3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とし、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
- イ 3月30日に、県立学校については、4月6日から2週間程度を臨時休業とした。また、4月2日に、全市町村教育委員会に対して、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力を要請した。
- ウ 4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月6日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
- エ 5月4日に、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月31日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
- オ 5月22日に、国の緊急事態宣言が解除され、県立学校の臨時休業を終了し、6月1日に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」として取りまとめ、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へガイドラインを参考に、所管する各学校における教育活動の再開に向け、必要な検討、準備を進めるよう依頼した。

### 【学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方】

- 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要がある。
- 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など段階的に行っていく。
- 学校の教育活動の再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じる。

- 今後の国の動向や県内の感染状況等により、段階的再開の日程の変更はあり得る。

カ 5月25日の国の緊急事態宣言の解除を受け、知事からの協力要請が解除されることから、県教育委員会としての対応を以下の(1)から(3)のとおりとし、同日に、「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へ休業要請の解除と、今後の学校再開についての適切な対応を依頼した。

- (1) 県立学校については、6月1日から教育活動を再開する。
- (2) 学校としての必要な受け入れ態勢を整えるため、5月31日まで臨時休業を継続する。
- (3) 臨時休業終了後の県立学校の再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。

キ 6月24日に、県内の新規陽性患者数が減少傾向となっており、6月18日に新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針が改定され、営業時間の短縮や県域を越えた移動の自粛の要請等が解除（ステップ2へ移行）されたこと等を受け、5月22日に示したガイドライン（高等学校・中等教育学校）における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の実施時期の前倒しを、以下の(1)及び(2)のとおり予定することとし、同日に、県立高等学校及び中等教育学校に通知した。

- (1) 「分散登校Ⅱ」（6月22日～27日）及び「時差短縮Ⅰ」（6月29日～7月4日）までは、当初の予定の通りとする。
- (2) 「時差短縮Ⅱ」（7月6日～8月29日）の期間中である、7月上旬（6月19日から概ね3週間後）における県内感染状況が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日から「通常登校」に移行する。

県立特別支援学校については、感染すると重症化するリスクが高い児童・生徒等が在籍していることなどから、教育活動の段階的再開については、より一層慎重に進めていくことが必要であるため、ガイドライン（特別支援学校）に記載した予定通りとする。

なお、県内の感染状況や国の動向等により、期間等については変更する場合がある。

## 新型コロナウイルス感染症の発生状況

## 1 全国の発生状況 (PCR 検査陽性者の多い 10 都道府県を抜粋)

都道府県	PCR 検査陽性者	死亡者数	都道府県	PCR 検査陽性者	死亡者数
東京都	5,812	321	千葉県	926	45
大阪府	1,806	86	福岡県	838	28
神奈川県	1,433	94	兵庫県	702	43
北海道	1,197	95	愛知県	523	34
埼玉県	1,042	65	京都府	365	18
			合 計	17,671	955

※空港検疫等は含めていない。

(6月22日24時現在 厚生労働省発表)

## 2 県内の発生状況 (6月22日現在)

## (1) 年代別

10歳未満	22名	60代	163名
10代	30名	70代	144名
20代	225名	80代	104名
30代	222名	90代	35名
40代	235名	100歳以上	1名
50代	247名	非公表	5名
		合 計	1,433名

## (2) 居住地別

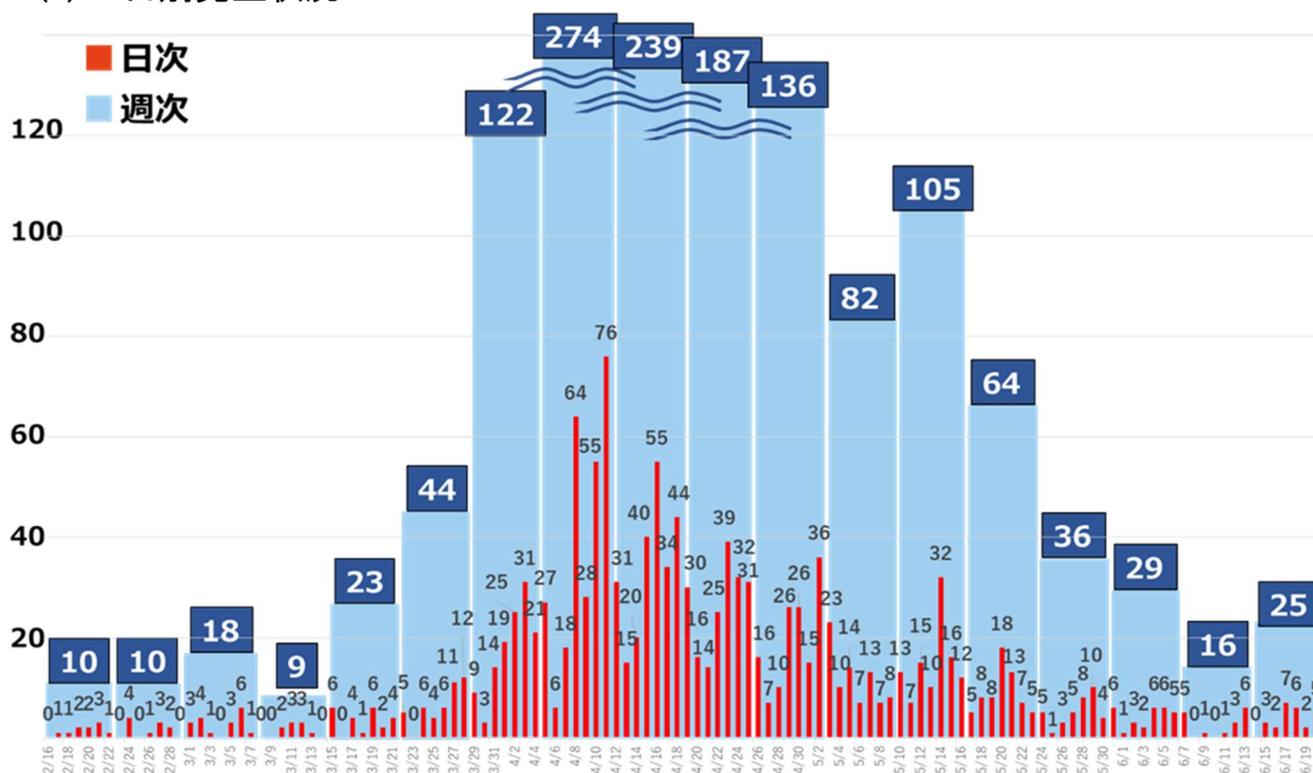
保健所 設置市 発表分	横浜市	川崎市	相模原市			
	568	285	87			
県所 管域 発表分	横須賀市	藤沢市(※1)	茅ヶ崎市(※2)	寒川町		
	56	60	25	2		
	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	平塚市	鎌倉市
	12	1	6	1	37	41
	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	三浦市	秦野市
	6	57	1	3	8	14
	厚木市	大和市	伊勢原市	海老名市	座間市	南足柄市
	32	38	5	20	13	7
	綾瀬市	葉山町	寒川町	大磯町	二宮町	中井町
	10	4	0	2	5	0
大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	
2	0	0	4	3	1	
湯河原町	愛川町	清川村	その他			
7	7	0	3			

合計
1,433

※1 藤沢市公表 56 例のうち 2 例は県公表分。

※2 茅ヶ崎市公表 27 例(寒川町 2 件含む) のうち 1 例は県公表分。

### (3) 日別発生状況



### 3 クラスターの発生状況(6月23日現在)

#### (1) 件数

	医療機関	グループホーム	福祉事業所	保育所	計
県域	4件	1件	0件	0件	5件
保健所設置市	13件	5件	1件	1件	20件
合計	17件	6件	1件	1件	25件

#### (2) 人数

	医療機関	グループホーム	福祉事業所	保育所	計
県域	60人	6人	0人	0人	66人
保健所設置市	226人	44人	6人	6人	282人
合計	286人	50人	6人	6人	348人

## 神奈川モデル・ハイブリッド版の整備状況

### 1 重点医療機関の整備状況（名称公表施設(非公表が他に4医療機関)）

- ① 県立循環器呼吸器病センター（横浜市金沢区）
  - ② 県立足柄上病院（足柄上郡松田町）
  - ③ 国立病院機構相模原病院、（相模原市南区）
  - ④ 川崎市立井田病院（川崎市中原区）
  - ⑤ 川崎市立多摩病院（川崎市多摩区）
  - ⑥ 川崎市立川崎病院（川崎市川崎区）
  - ⑦ 厚木市立病院（厚木市）
  - ⑧ 横須賀市立市民病院（横須賀市）
  - ⑨ 東海大学医学部附属大磯病院（大磯町）
  - ⑩ 海老名総合病院東館（海老名市）
  - ⑪ 相模原協同病院（相模原市緑区）
  - ⑫ 湘南藤沢徳洲会病院（藤沢市）
  - ⑬ 北里大学東病院（相模原市南区）
  - ⑭ 臨時の医療施設（鎌倉市湘南ヘルスイノベーションパーク内）
- ※5月18日から39床で受入開始、7月上旬に全180床が稼働予定

### 2 軽症・無症状者向けの宿泊施設等

- ① 湘南国際村センター（葉山町）
- ② アパホテル&リゾート横浜ベイタワー（横浜市中区）
- ③ 横浜市立市民病院（横浜市保土ヶ谷区）
- ④ 旧北里大学東病院看護師寮（相模原市南区）

### 3 地域外来・検査センター

	開設地域	開始時期		開設地域	開始時期
①	横浜市	4月27日	⑭	逗子市・葉山町	5月18日
②	横浜市	4月28日	⑮	藤沢市	4月27日
③	横浜市	5月7日	⑯	茅ヶ崎市・寒川町	4月22日
④	横浜市	5月19日	⑰	平塚市	5月11日
⑤	横浜市	5月20日	⑱	秦野市・伊勢原市	5月22日
⑥	横浜市	5月22日	⑲	厚木市・愛甲郡	5月1日
⑦	横浜市	6月6日	⑳	海老名市	5月1日
⑧	川崎市	5月11日	㉑	座間市・綾瀬市	5月2日
⑨	川崎市	5月11日			5月18日
⑩	川崎市	5月12日	㉒	大和市	4月28日
⑪	相模原市	6月11日	㉓	小田原市・足柄下郡	5月20日
⑫	横須賀市	4月24日	㉔	足柄上郡	5月13日
⑬	鎌倉市	6月1日			

#### 4 精神科コロナ重点医療機関

- ①神奈川県立精神医療センター（横浜市港南区）
- ②臨時の医療施設（鎌倉市湘南ヘルスイノベーションパーク内）

#### 5 小児コロナ受入医療機関（拠点医療機関）

- ①昭和大学横浜市北部病院（横浜北部）
  - ②横浜市立大学附属市民総合医療センター（横浜南部）
  - ③聖マリアンナ医科大学病院（川崎）
  - ④横須賀市立うわまち病院（横須賀・三浦）
  - ⑤藤沢市民病院（東湘・西湘）
  - ⑥北里大学病院（相模原・県央）
  - ⑦東海大学医学部附属病院（伊勢原・秦野）
- ※小児コロナ受入医療機関は県内で30～40箇所程度

#### 7 透析コロナ患者受入医療機関（調整機関）

- ①川崎市透析災害対策協議会
  - ②横浜市立大学附属病院
  - ③東海大学医学部附属病院
  - ④北里大学病院
- ※透析コロナ受入医療機関は県内で26箇所程度

#### 8 在宅難病患者受入協力病院

- ①国立病院機構箱根病院
- ②湘南鎌倉総合病院 など

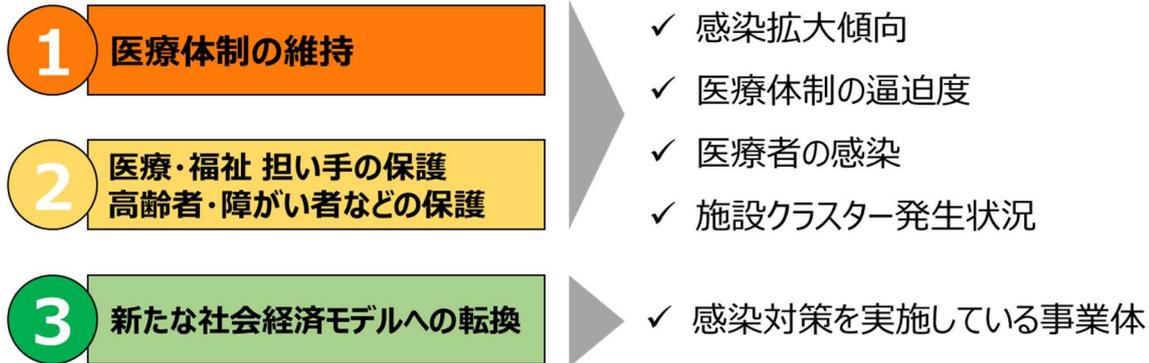
#### 9 ケア付き宿泊療養施設

- ①秦野精華園
- ②県西地域（未公表）

※重点医療機関、軽症無症状者向けの宿泊施設、地域外来・検査センター等の整備状況は6月18日時点。

緊急事態宣言解除後の医療提供体制

1 取るべき戦略とモニタリング体制



**状況悪化を早期検知し 警戒アラートを発動**

2 今後のマイルストーン

時期	マイルストーン	神奈川県への対応
現状	特定警戒都道府県指定の解除	外出自粛・休業要請の解除 (ただし、特定の業種については利用の自粛を要請)
某日	神奈川警戒アラート発動	外出自粛の要請 事業者へ警戒を呼び掛け
某日	特定警戒都道府県指定の再開	徹底した外出自粛、休業要請

3 稼働病床・確保病床の見込み

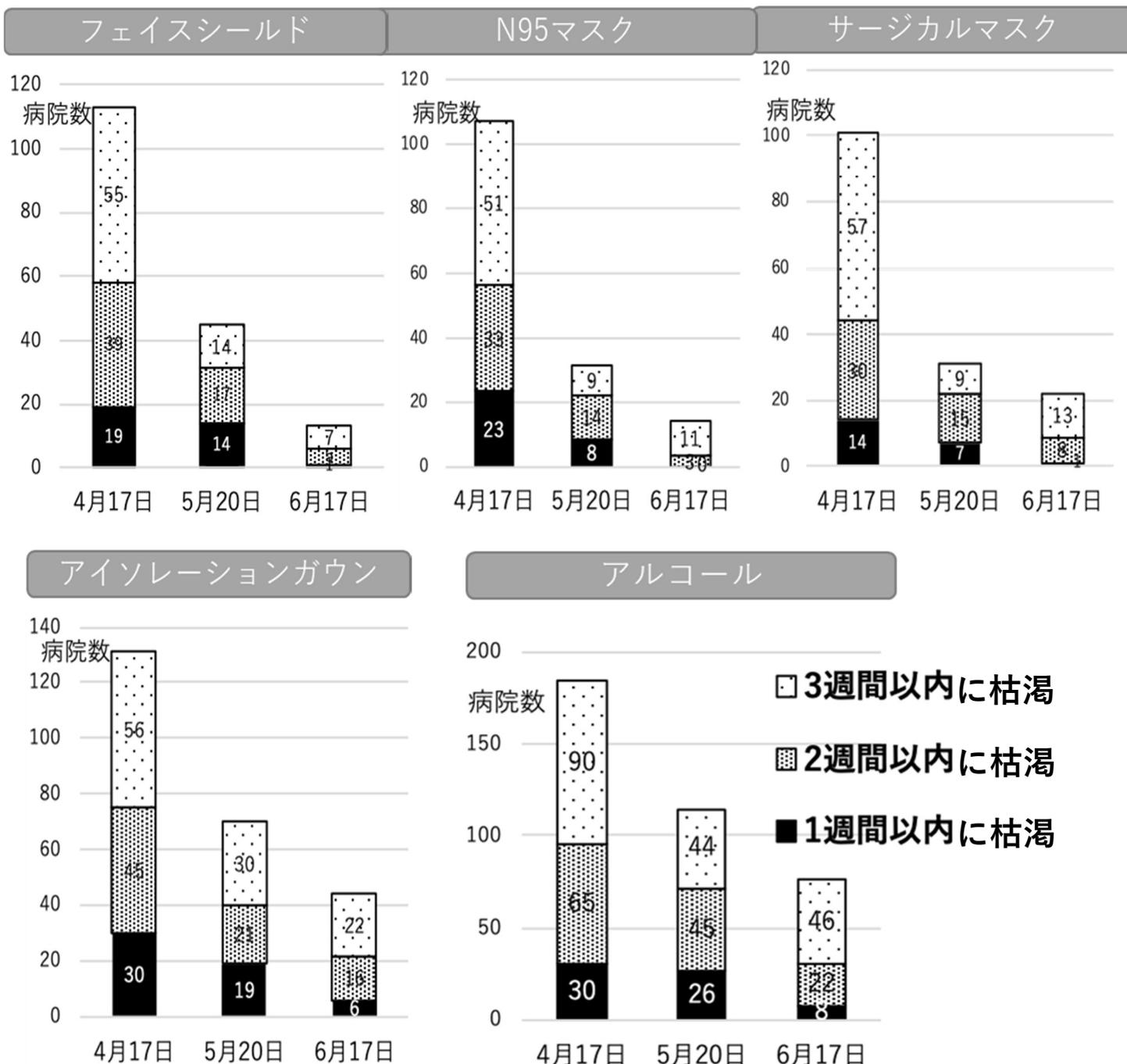
	現状 (R2.5.29)	アラート無しでの 1ヶ月後	アラート発生後 2週間以内
	稼働病床 (確保病床)	稼働病床 (確保病床)	稼働病床 (確保病床)
高度医療機 関	82 (169)	40 (170)	100 (170)
重点医療機 関	318 (1,257)	260 (1,230)	550 (1,230)
重点医療機 関 協力病院	413 (801)	350 (800)	450 (800)
合計	813 (2,227)	650 (2,200)	1,100 (2,200)

## 別紙 4

### 医療機関の物資の不足状況

診療を行うための物資が医療機関に保有されているか、県内の全病院（338 病院）に対して週次調査を行い把握に努めた。随時モニタリングを行い物資の枯渇が認められる医療機関に対して、国または県から物資の配布を継続して行った。備蓄量が一週間以内の医療機関は減少した。

### 医療物資の不足状況



※kintone 登録の県内の病院の内、有効回答のみを集計  
 ※物資を3週間以上備蓄している病院は掲載していない。

## 6 医療用防護マスクの買入れについて(6月26日厚生常任委員会報告資料)

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、本県においても医療現場で使用する医療用防護マスク(N95※)の在庫量が逼迫したことから、N95相当の機能を有する医療用防護マスク50万枚を納入できるとした越洋通商株式会社と売買契約を締結した。

しかし、納入された物品を検査したところ、不良品が混在していることが判明したため、今後の県の対応の方向性について報告する。

※ NIOSH(米国労働安全衛生研究所)規格に合格し、微粒子を95%以上捕集できることが確認されているマスク

## (1) 概要

## ア 買入物品の内容

ア) 数	量	500,000枚
イ) 売買代金		131,500,000円
ウ) 契約受注者		越洋通商株式会社(東京都葛飾区)

## イ 経緯

日時	事項
4月16日	物品売買契約締結(納入期限:4月29日)
4月30日 5月7日	物品の納入
5月25日	第三者機関による納入物品の検査(性能及び評価試験)を実施
6月3日	第三者機関から検査結果書を受領 【検査結果概要】検査対象のサンプル8枚中、5枚がN95相当の機能を有していない

## (2) 今後の対応

物品売買契約書の規定に基づき、指定する期日(6月29日)までの良品の納入を請求する。その上で、指定期日までに良品が納入されないとときには契約を解除する。

## ア 再納入物品が性能を満たす場合

- ・ 履行完了
- ・ 履行遅滞に伴う違約金(1日につき契約金額×年2.6%)の徴収

## イ 再納入物品が性能を満たさない又は指定期日までに納入されない場合

- ・ 契約解除
- ・ 売買代金の返還 131,500,000円
- ・ 契約解除に伴う違約金(契約金額×15%)の徴収 19,725,000円